



お父さんお母さん保護者のみなさん

児童手当を忘れないでね

児童手当は、これからの社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童を養育している人に手当を支給する制度です。

対象 市内に居住し、中学校

修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している人

※請求者は、父母ともに児童を養育している場合、生計を維持する程度の高い人（原則所得の高い人）になります。

支給される手当額

年齢要件など	支給月額	
3歳未満	15,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
所得制限限度額以上（下記参照）	一律 5,000円	

※第〇子とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童の順番です。

所得制限限度額（平成24年6月分の手当より）

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1
6人以上	1人につき+38万円	

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。
※老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合は、1人につき所得制限限度額に6万円を加算します。

児童手当を受けるには？

○申請が必要です

次のものを用意して窓口へお越しください。
なお、公務員は勤務先での申請となります。

※申請した月の翌月分からの支給となります。申請が遅れた場合、期間をさかのぼって手当を受給することはできません。

用意

- ・印鑑（朱肉を必要とするもの）
- ・本人確認できるもの
- ・申請者名義の金融機関の預金通帳
- ・申請者が国民年金以外の年金に加入している場合は、申請者の健康保険証の写し又は年金加入証明書
- ※その他、必要に応じて書類（所得課税証明書など）を提出していただく場合があります。

続けて手当を受給するには？

○6月中に現況届を提出してください！

現在、受給している人には6月上旬に、『現況届用紙』を郵送します。必ず6月中に窓口へ提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

届け出の内容が変わったら？

○手続きが必要です！

次のようなときは、窓口で手続きしてください。手続きが遅れた場合、遅れた月分の手当が受けられなくなることも、さかのぼって手当を返還していただくことがありますのでご注意ください。
・他の市区町村に転出するとき
・出生などにより児童が増えたとき
・金融機関を変更したとき
・児童と別居したとき
・児童が施設に入所したとき
・婚姻又は離婚により、生計を維持する程度の高い人が変わったとき
・公務員になったとき など

他にもこのような手当があります（重複受給可）

【児童扶養手当】

父母の離婚や死などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している人や、児童を養育している父又は母に一定の障害がある人に手当を支給します。

【特別児童扶養手当】

一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

※認定されると申請月の翌月分からの支給となります。

お問い合わせ・申請窓口

★子育て支援課（市役所2階）

☎ 11300

★市民福祉課（総合支所）

☎ 13333



「今」考えるー

公 共 施 設

「公共施設」の現状

市が保有する公共施設（※1）の半数以上が建築後30年以上を経過しています。今後、老朽化が進むことで、施設の大規模な改修や建て替えを迫られるときが必ず訪れます。

「そのとき」、大きな財政負担がかかることが想定されます。

一方で、人口減少や少子高齢化が進み、税収の伸び悩みや扶助費の増大など、厳しさの続く財政状況下において、公共施設の整備などに支出できる費用には限りがあります（※2）。

※1 公共施設とは、小中学校や公民館、体育館などの公共建築物116施設を対象とし、延床面積合計は約20万㎡になります。

※2 対象施設を将来的に全て維持する場合、今後30年間で約4.45億円もの更新（建替）費用が必要であり、このうち約2.31億円が不足することが推計されています。

「そのとき」に備えて

市では、公共施設を適正に維持管理しながら、公共施設にかかる将来コストを縮減していくため、平成27年3月に『本庄市公共施設再配置計画』を策定しました。

この計画は、次の4つの柱で構成されています。

- 基本方針・施設に関する全体的な方針
- 基本原則・基本方針を踏まえた財政負担の縮減や施設全体の最適化に向けた全体目標

- 取組方針・基本原則の達成に向けた施設全体の方針
- 施設種別方針・各施設種別の独自の方針

今後は、本計画に基づき、それぞれの施設の実情や課題を踏まえ、具体的な整備や管理運営などに関して検討を進めます。

みんなで考える

「公共施設」の将来像

迫り来る「そのとき」を迎える前に、みなさんも一緒に「公共施設」の将来を考えましょう。

「本庄市公共施設再配置計画」と計画の概要版は次の場所でご覧いただけます。

- 市ホームページ・閲覧・ダウンロード
- 図書館（本館・分館）・閲覧・貸し出し
- 企画課（市役所3階）・閲覧
- 総務課（総合支所）・閲覧

公共施設再配置計画の概要

【基本方針】

- ① 財政負担の縮減
施設の統廃合や長寿命化を図るとともに、効率的な維持管理・運営と効果的な活用に取り組む。
- ② 施設の安全性確保
耐震改修や老朽化対策等による施設の安全性の確保に取り組む。
- ③ 施設サービスの効率化と質の向上
市民ニーズや社会情勢の変化に応じた提供サービスの集約化等による効率化や質の向上に取り組む。

【取組方針】

- ① 施設の総数・総量削減と既存施設の有効活用
- ② 施設の長寿命化の推進
- ③ 施設の安全性の確保（老朽化・耐震化対応）
- ④ 施設の維持管理・運営の効率化
- ⑤ 地域特性等を踏まえた施設サービスの適正化
- ⑥ 公共施設マネジメントの実効性を高めるための方策

【施設種別方針】

- ・ 15種類の施設種別（公民館、スポーツ施設、学校など）ごとに、施設の更新・機能見直しや維持管理・運営の効率化などを進めるための内容を定めた独自の方針に加え、更新時の方向性、配置の考え方等
- ・ 低未利用地の活用方針

【基本原則】

- 原則1 公共施設の総数（116施設）の削減
- 原則2 公共施設の総量（総床面積）の削減
↓目標・30年間で15%（約3万㎡）
- 原則3 公共施設におけるライフサイクルコストの縮減

★企画課 ☎ 2511157